

議案 第 26 号

三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成27年3月三宅町条例
第23号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出

三宅町長 森田 浩司

三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成２７年３月三宅町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第３１条の見出しを「(事業者の廃棄物直接搬入)」に改める。

第３１条中「規則で定める廃棄物搬入届出書を町長に提出しなければならない」を「天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約に基づき搬入するものとする」に改める。

第３４条中「第３１条の規定による廃棄物搬入届出書を町長に提出することにより、町長が指定する処理施設に直接搬入することができる」を「町長が指定する処理施設に直接搬入する場合には、天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約に基づき搬入することができる」に改める。

附 則

この条例は、令和７年５月３日から施行する。

三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>(事業者の廃棄物直接搬入)</u> 第31条 事業者は、その事業系一般廃棄物を町長が指定する処理施設に直接搬入する場合には、<u>天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約に基づき搬入するものとする。</u> <u>(多量の家庭廃棄物の処理)</u> 第34条 臨時に多量の家庭廃棄物を排出しようとする占有者等は、<u>町長が指定する処理施設に直接搬入する場合には、天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約に基づき搬入することができる。</u>	<u>(廃棄物搬入届出書)</u> 第31条 事業者は、その事業系一般廃棄物を町長が指定する処理施設に直接搬入する場合には、<u>規則で定める廃棄物搬入届出書を町長に提出しなければならない。</u> <u>(多量の家庭廃棄物の処理)</u> 第34条 臨時に多量の家庭廃棄物を排出しようとする占有者等は、<u>第31条の規定による廃棄物搬入届出書を町長に提出することにより、町長が指定する処理施設に直接搬入することができる。</u>